

公共施設に対するオンサイトPPA方式による再エネ導入業務簡易公募型プロポーザル
質問書に対する回答

(第1回目回答:令和7年3月17日 / 第2回目回答:令和7年3月26日)

質問 番号	質問	回答	(提出時期)
1	PPA単価の見積は基本設計を基にした見積を提出すればよいか。	各提案者の提案内容に基づく見積を提出してください。 市の示す基本設計は、PPA方式での太陽光発電設備導入の可能性を把握するために実施した調査の結果です。実施要領9(3)オに記載しているとおり、規模や設置位置等については基本設計のものを想定していますが、提案及び業務実施に際しては提案者の責任において調査、確認、設計したものを提出及び実施することとなります。	第1回目
2	参考資料として基本設計案が示されているが、基本設計を踏襲することが条件となるか。	市の示す基本設計は、PPA方式での太陽光発電設備導入の可能性を把握するために実施した調査の結果です。実施要領9(3)オに記載しているとおり、規模や設置位置等については基本設計のものを想定していますが、提案及び業務実施に際しては提案者の責任において調査、確認、設計したものを提出及び実施することとなります。ただし、著しく発電能力を抑える等してコストを削減するという提案については、審査結果に影響するものと見込みます。また、設置する設備で発電する電力は自家消費することを基本とします。	第1回目
3	各施設の電気保安業務は中部電気保安協会が実施しているか。	公募時点では中部電気保安協会が実施しています。なお、電気保安業務契約は現在1年契約としています。	第1回目
4	国庫補助を活用する場合の書類準備を含めた申請者はPPA事業者となるか。	お見込みのとおりです。なお、補助金制度についての補助金事務局に対する問い合わせ及び確認もPPA事業者(提案者)が行うものとします。	第1回目
5	公募の参加条件として現地確認を必須としている理由は何か。	設備施工等を支障なく実施するためには、図面やデータだけで判断せず現地状況(施設の立地、現状、付近の状況等)を確認することが必要であると判断したため、現地確認を必須としています。	第1回目
6	非常用コンセントの位置について指定はあるか。	施設の通常運用に支障がないこと及び避難所として使用する場所で電源を使えることが条件となります。なお、国の補助金を活用する場合には補助金の条件に該当することが必要です。	第1回目
7	実施体制において、必要な技術者(一級建築士及び電気主任技術者(第3種以上)等)が事業者側にいない場合、協力業者が必要な技術者を含んでいれば参加資格要件を満たしているといえるか。	お見込みのとおりです。ただし、提案書に協力業者名と技術者名を明記するとともに、資格者証の写しを添付することが必要です。	第1回目

質問 番号	質問	回答	(提出時期)
8	業務説明書4業務内容に記載されている想定業務のうち、実施体制を構築するうえで協力業者に委託してはいけない業務(事業者自身で必ず実施しなければならない業務)はあるか。	特定の業務について協力業者への委託を制限することはありませんが、事業全体の統括は提案者(PPA事業者)が行うことが基本です。そのため、事業全体(実施内容及び実施状況等)を提案者(PPA事業者)が随時把握していることは必要不可欠であると考えます。	第1回目
9	国補助金等の活用を前提とする旨の記載があるが、国補助金等を活用せずとも本事業の目的が達成され、経済合理性と諏訪市脱炭素社会実現による地方創生が両立できる内容となっていれば、国補助金等を活用しない前提の提案を行うことは可能か。	国補助金等の活用については前提であるので条件ではありません。そのため国補助金の活用をしないことも可能ですが、提案時に国補助金等を活用しないことについての経済合理性等説明いただく必要はあると考えます。	第1回目
10	国補助金等を利用することを前提とした提案を行い事業実施段階で国補助金等が採択されなかった場合において、各種費用の見直しを実施した結果、提案したPPA単価を維持できないという判断に至った場合は市とPPA単価の見直し協議を実施することは可能か。	協議は可能ですが、業務説明書5(4)に記載のとおり提案時の金額以下となることが必須と考えます。	第1回目
11	(※質問番号10に関連) 国補助金等が採択されず、価格の見直しを行い、市と協議した結果どうしても採算が取れない状況に陥ってしまった場合、国補助金等が採択されなかったことを理由に業務実施候補者を辞退することは可能か。	可能ですが業務実施を前提とした提案を求めます。	第1回目
12	(※質問番号10に関連) 上諏訪小学校及び上諏訪中学校の業務実施候補者は一体として決定するとあるが、どちらか一方の国補助金等が採択されなかった場合に質問番号11同様の判断から上諏訪小学校、上諏訪中学校双方の業務実施候補者を辞退することは可能か。	業務説明書8(17)に記載のとおり認められません。	第1回目
13	行政財産の目的外使用許可について、毎年度提出するものとなっているが、他の市町村での当社事例では年度ごとの許可申請ではなく運転開始時に事業期間中の許可を一括でいただいている。本事業においても同様に一括許可をいただくことは可能か。	当市においては毎年度申請いただくこととなります。	第1回目

質問番号	質問	回答	(提出時期)
14	蓄電池を設置しない前提での提案は可能か。蓄電池の設置は地域レジリエンス強化の目的であり、且つ想定される国補助金等の申請要件に入っているため、蓄電池の設置を前提とした基礎設計になっていると理解している。一方で、質問番号9に記載したように、国補助金を活用しない提案が可能な場合に、蓄電池に代わる災害時の電力供給方法(例:自立型パワコンやV2Xの活用など)が確立できていれば必ずしも蓄電池を設置する必要はないと考えるが、そのような理解でよいか。	本業務の対象施設は広域避難所であることから、災害等発生時の非常用電源確保についても業務の目的であり、蓄電池は夜間電源確保のため設置することとしています。この目的が蓄電池の設置よりも経済的合理性の高い別手段で確実に達成される提案であれば蓄電池を設置しないことも可能です。ただし、施設等の現状、費用(車両を導入する場合にはその費用も含む)、管理運用等を踏まえた実現性のある提案でない場合には審査結果に影響するものと見込みます。	第1回目
15	「太陽光発電設備や蓄電池の容量については、可能な限りの最大容量導入及び市の財政負担軽減の両立を図ること」とあり、最大容量の導入は市の脱炭素社会の実現及び財政負担軽減に資する取組となると考えている。最大容量で導入した場合には設備設置場所で消費しきれない余剰電力が発生してしまうが、現在、発生した余剰電力を市内公共施設に供給する提案の作成を検討している。本検討を精緻に行うために市内公共施設の電力使用実績情報を開示いただきたいが、情報開示いただくことは可能か。	本業務において求める提案は、発電した電力は施設内で自家消費することを基本とします。これを認識された上で、オフサイトでの電力供給を含めた独自提案をすることは可能ですが、合理的かつ実現可能な提案であることが必要であると考えます。 なお、希望する施設について、提供可能(取得可能)なデータは提供します。	第1回目
16	(※質問番号15に関連) 余剰電力を市内公共施設で利用することを検討した結果、条件の不適合により市内公共施設で使用しきれない電力が生じた場合に、それらの電力を市内の一般事業者へ供給(売電)することは本事業の目的上、問題ないか。	本業務において求める提案は、発電した電力は施設内で自家消費することを基本とします。そのため、余剰電力を一般事業者へ供給(売電)することは好ましくありません。	第1回目
17	事業者がコントロールできない領域(電力会社への系統連携手続き等)でスケジュールに遅延が発生してしまった場合に、整備期間及び運転開始期間の変更(延期)について市と協議することは可能か。	過去に当市で実施した同様の事業においても、整備工事は完了しているが使用前自己確認に関する届出に時間を要し、業務の遅延が発生するという事例がありました。このような場合については、外的要因による遅延発生と認識できることから協議可能とします。ただし、事前に遅延発生リスクを最大限抑える工夫は必要となります。	第1回目
18	参加申込は4施設全てではなく、例えば2施設への参加申込も可能か。	参加申込は4施設全てに対していただきます。なお、様式1を提出いただくことで4施設全てに対する申込となります。	第1回目
19	実施要領3参加資格要件⑤に、「実施体制に建築面及び電気保安面で必要な技術者(一級建築士及び電気主任技術者(第3種以上)等)を含んでいること。」あるが、この必要な技術者について、一級建築士は整備期間、電気主任技術者は運転期間に必要と考えてよいか。	整備期間においても運転期間を想定した詳細設計や確認等が必要です。そのため、整備期間においても専門知識を持った電気主任技術者等の関与は必要であると考えます。	第1回目

質問番号	質問	回答	(提出時期)
20	実施要領に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入促進事業)1号事業」の利用を想定している。」と記載されているが、不採択の場合、事業はどうか。また、不採択の際にPPA単価変更や仕様変更を行うことは可能か。	補助金採択を前提とした提案により業務実施候補者となった場合には、補助金額を踏まえたPPA単価での提案がされているものと見込みます。仮に不採択となった場合、協議には応じ、提案設備の容量等に関わらない軽微な変更は認めますが、業務説明書5(4)記載のとおりPPA単価については提案時の金額以下となることは必須であるため、これを満たすことが当該施設における事業実施条件になると考えます。	第1回目
21	業務説明書4業務内容(4)その他作業(イ)」に「国庫補助事業を活用する場合などにおける申請等に必要な業務を行う。」と記載されているが、申請者となる諏訪市に依頼された事業用設備に関する書類の用意等を指すと考えてよろしいでしょうか。	国庫補助事業の申請者は提案者(PPA事業者)となります。	第1回目
22	基本設計のモジュール配置図には「自家消費」「RPR」が確認できるが、単線結線図にはRPRの記載がない。実際はあると考えてよいか。	市の示す基本設計は、PPA方式での太陽光発電設備導入の可能性を把握するために実施した調査の結果です。実施要領9(3)オに記載しているとおり、規模や設置位置等については基本設計のものを想定していますが、提案及び業務実施に際しては提案者の責任において調査、確認、設計したものを提出及び実施することとなります。そのため、業務実施にあたっては必要に応じて提案者(PPA事業者)がRPR含め不足なく整備する必要があります。	第1回目
23	各施設の建築図面の提供は可能か。	電子データを保有していないため、印刷した紙図面及び資料一式について日程を調整し市役所庁舎で確認いただくことは可能です。	第1回目
24	各施設の施工に関係する屋根について、使用前自己確認に備えて、屋根材のメーカー名と商品名について開示することは可能か。	図面等及び現地確認により把握いただきたいと考えます。	第1回目
25	各施設における現在の電気主任技術者を開示することは可能か。	各施設、中部電気保安協会が電気主任技術者です。	第1回目
26	各施設における施工対象箇所の石綿含有建材の有無は調査済か。	「石綿障害予防規則第3条に基づく事前調査」を実施しており、必要に応じ分析結果報告書を閲覧することは可能です。	第1回目
27	実施要領3参加資格要件③について「諏訪市の物品購入入札参加資格(石油類、ガス類、電気)」という入札対象申請受付は令和7年4月14日(月曜日)より随時申請出来る入札参加資格を取得すれば対象になるという認識でよいか。	お見込みのとおりです。	第1回目
28	発電設備の保安における電気主任技術者の業務範囲について、学校側の主任技術者と事業者側の主任技術者との業務責任分界点を教えていただけますでしょうか。	PPA事業実施前の既存設備とPPA事業による設備を分ける点が責任分界点であると見込んでいます。なお、責任分界点については事業者において主任技術者(中部電気保安協会)への確認と調整をいただくものと考えています。	第2回目

質問番号	質問	回答	(提出時期)
29	国補助金の事業要件に「地方公共団体が作成するハザードマップに該当しないこと」と記載があり、市が公開しているハザードマップでは対象施設が災害警戒区域に指定されているように見受けられますが、国補助金を活用できる前提で検討を進めてしまっても問題はないのでしょうか。	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の要件には「(ただし、浸水被害危険性地域、土砂災害警戒区域等である場合には、発災時にも設備を稼働させるための措置を講じることにより対象)」との記載もあり、これにより補助金の活用をするものと見込んでいます。	第2回目
30	また、国補助金の事業要件を満たすために市に協力いただけるのでしょうか。具体的には申請に必要な資料や情報の提供、災害発生時の被害想定データ等の開示等を想定しています。	お見込みのとおりです。申請書類作成に市の保有している資料の提供等必要である旨は把握しております。一方、補助金申請に必要な調査確認(補助金事務局への確認等)は事業者が担うものと考えています。	第2回目
31	諏訪市の地域防災計画で定めている各施設の特定負荷の種類と一日あたりの想定使用電力量を教えてくださいませんか。	今回の4施設においては以下を想定しています。これは導入済施設(諏訪中学校)と同様です。(※()内、数量、消費電力、使用時間) 【昼間】携帯電話の充電(10台、20W、12時間)、PCの充電(3台、50W、12時間) 【夜間】携帯電話の充電(10台、20W、12時間)、PCの充電(3台、50W、12時間)、投光器(4台、50W、12時間)	第2回目
32	業務実施候補者を特定するための評価基準に「個別配点については公表しない」とありますが、提案内容を検討する上で個別配点は事業者にとって重要な指針です。個別配点の公表が出来ないのであれば、今回の公募事業を行う上で市が重要視していることを教えてくださいませんか。(地域の脱炭素化よりも経済合理性を優先する、経済合理性よりも各施設の防災拠点としての機能強化を優先するなど)	脱炭素社会は環境面だけではなく社会面や経済面も踏まえた考え方が必要です。自治体施設でのPPA実施は、地域内で再生可能エネルギー導入を検討する企業等に示すモデルケースでもあるため、PPA単価は重要な要素になります。また、市財政面からも安価な電力料金を選択することは重要です。そのため経済合理性を優先しますが、施設等の実情を踏まえることが前提となります。(例①:PPA料金が極端に安価だが施設運営に支障が出る提案であった場合には評価を下げる要因となる。 / 例②PPA料金が安価であり施設運営に対して都合のよい提案(より支障の少ない内容)であった場合には評価が高くなる要因となる。)	第2回目
33	選考委員の人数と所属を教えてくださいませんか。	審査委員は5名(市民環境部長、ゼロカーボンシティ推進室長、ゼロカーボンシティ推進室次長、財政課長、教育総務課長)です。	第2回目